

特定教育訓練の実施にかかる細目

(令和6年3月18日国海員第443号)

最終改正：令和7年3月24日国海員第400号

船員法（昭和22年法律第100号。以下「法」という。）第118条の4及び第118条の5の規定による特定教育訓練は、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。）、特定教育訓練の内容及び方法の基準等を定める告示（令和6年国土交通省告示第104号。以下「告示」という。）、小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによるものとする。

第1章 総則

1. 特定教育訓練の対象者（ガイドライン1-03関係）

① 原則

令和6年4月1日以降、新たに小型旅客船（海上運送法第23条の2に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶。以下同じ。）の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）が特定教育訓練（以下単に「訓練」という。）の対象となる。

② 令和6年3月31日以前より船長等の職務に従事している小型旅客船の乗組員（以下「既存乗組員」という。）の取扱い

既存乗組員は、規則第78条の2の2の3の下欄各号又は第78条の2の2の5下欄各号に該当することとなった場合には訓練の対象となることに留意すること。また、令和6年3月31日以前より船長の職務に従事している者（以下「既存船長」という。）は、新たに乗り組む乗組員候補に対して指導する立場になると見込まれることから、訓練の内容について理解し、適切に指導にあたることが求められる。このため、船舶所有者は、既存船長に対し、改めて安全意識の徹底とともに、ガイドライン及び教材のひな型を活用した教育を行うことを推奨する。

③ 復職船員の取扱い

復職船員は、規則第78条の2の2の3第1項又は第78条の2の2の5第1項の表の各号下欄4及び5において、最後に小型旅客船の乗組員の職務に従事した日から3年以上経過した後、初めて小型旅客船の乗組員の職務に従事する場合には訓練を実施することが必要である旨を規定しているところ、最後に小型旅客船の乗組員の職務に従事した日から経過した期間が3年未満の場合であっても、最後に小型旅客船の乗組員の職務に従事した時と復職した時の航路と船舶の組合せが異なる場合は訓練の対象となることに留意すること。

（例：A航路はC船舶、B航路はD船舶を運航の用に供していたところ、A航路にD船舶で運航することとなった場合、既にA航路C船舶で船長経験（又は訓練終了）、B航路D船

舶で船長経験（又は訓練終了）となっている場合であっても、A航路D船舶での訓練を実施することが必要となる。）

④ 特定小型船舶の場合の取扱い

ガイドラインにおける「甲板部の職員又は部員（見張り、その他運航の補助を行う者）」とは、具体的には船長の指揮のもと、見張り、係船索及びいかりの取扱い、船内の巡回、火災発生時等における応急措置、旅客の乗下船作業などを業務として行う者をいう。

第2章 訓練の区分

1. 航行する区域、水温及び航行時間にかかる適用の確認方法（ガイドライン 1-05 関係）

① 航行する区域

沿海区域以遠の区分における離岸とは、海上運送法に基づく許可又は届出航路の陸岸からの距離をいい、航路中、海岸から最も遠い地点が5海里以遠か否かを確認するものとする。

② 水温

運航期間の変更により運航を予定している区域の水温が変わり、上位の区分となる場合には、当該上位区分の訓練の内容の基準による訓練を実施するものとする。

③ 航行時間

航行時間とは、海上運送法に基づく許可又は届出航路における1便あたりの航行時間をいい、景観や花火等を観るために停泊している時間も含むものとする。

第3章 特定教育訓練の基準及び方法

1. 告示別表第一及び告示別表第二の訓練を受ける船長候補に係る乗り組み経験（告示第5項及び第6項・ガイドライン2-02関係）

① 乗り組み経験の確認（理解度確認テスト）は、次に掲げる事項ごとに指導者等が評価するものとする。

- a. 航行する海域における気象及び海象並びに危険箇所
- b. 航行する海域における適用法令
- c. 過去の小型船舶の事故事例
- d. 小型船舶の航行の特性

2. 告示で定める基準等の解釈（告示第6項第1号及び第2号・ガイドライン2-02関係）

① 「複数年にわたり」とは、乗り組む船舶の航行する海域（以下「運航航路の海域」という。）において、複数年、当該船舶に乗り組んだ経験を有することを求めるものであり、当該経験を有する年と年の間隔は3年以内であることをいう。

② 「当該船舶が営業運航を予定している時季と同一の時季」とは、営業運航を予定している期間の前後1月以内を含む期間の経験を有するものをいう。

③ 「同一の時季を通じて」とは、例えば、春と夏の期間（４月～９月）に限った季節限定の営業運航を行っている場合に、当該営業運航期間を通じてバランスの取れた経験をすることとし、当該営業運航期間中の月で乗り組んだ経験を有しない月が存することがないこととする。

④ 「相当の回数」とは、様々な気象・海象を経験することと実際の営業運航において見込まれる欠航率を勘案し、１月あたり１０回程度、運航航路の海域において当該船舶に乗り組んだ経験を有することをいい、１日に複数回乗船した場合であっても、乗り組んだ経験に計上することができる回数は１回とすること。

ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ各号に定める経験をすることで足りるものとする。

一 気象及び海象の条件が厳しい場合その他の理由により「相当の回数」の船舶に乗り組む経験を積むことが困難な月が存する場合 当該月において少なくとも７回の船舶に乗り組む経験を有し、かつ、当該月と前１月又は当該月と後１月の２か月間の平均で１月あたり１０回の船舶に乗り組む経験を有すること

二 毎日営業運航を行わない場合その他の理由により恒常的に「相当の回数」の船舶に乗り組む機会を確保することが困難な場合 当該月と前１月又は当該月と後１月の２か月間の平均で１月あたり７回の船舶に乗り組む経験を有すること

また、１年あたりの運航期間が６月を超える場合にあっては、１年あたり６０回を乗り組んだ経験を有することをもって足りることとする。この場合にあっては１年間を通じてバランスの取れた経験をすることとし、乗り組んだ経験を有しない月が存することがないこととする。

⑤ 「これと同等と地方運輸局長が認める乗り組んだ経験」とは、訓練対象船が乗り組む船舶以外の船舶であって、特定小型船舶でない小型旅客船の場合は、特定小型船舶を除いた小型旅客船における経験をいい、訓練対象船が特定小型船舶の場合は、特定小型船舶を含む小型旅客船に乗り組んだ経験をいう。

3. 効果測定（告示第４項第１号・ガイドライン2-05関係）

効果測定は、実船実水訓練の最終回に実施することができる。

4. その他

① 実船実水訓練は、原則として営業運航外において実施するものとする。ただし、航行の安全に支障のない範囲であれば、営業運航中であっても訓練を実施できるものとし、その場合、訓練対象者は船員法で定められた定員（船員法第６９条及び第７０条に基づく定員）には含めないものとする。なお、離着桟や操船については、運航に直接影響するものであり、訓練初期段階においては、営業運航外で実施すること。

② 甲板員候補について、甲板員としての乗り組み時に操船及び離着桟操船を行わせることを予定している場合には、告示別表第一から第四までにおいてそれぞれ定める甲板員候補に求める回数に加えて、甲板員に行わせることを予定している操船及び離着桟操船の内容に応じ必要と考えられる所要の回数の実船実水訓練を行うものとする。

- ③ 訓練（講義又は実技（実船実水訓練）は、過去3年以内に受けた訓練（又は有する経験）と同様の訓練の内容については、終了したものとみなすことができる。

第4章 特例措置

1. 適用される訓練の区分に関する特例措置の考え方（告示第3項第1号・ガイドライン1-05 関係）

告示第3項第1号における「その乗り組む船舶の航路の航海距離、航行する海域における海難の発生状況その他の事情を勘案して地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が適当と認めるとき」とは、告示第2項の区分（航行する区域、水温、航行時間）とは異なる事情により別表第一を適用することが適当と認められる事案が生じたときであって、別途通知するものとする。

2. 訓練の基準をそのまま適用することが困難又は不相当である場合における特例措置の考え方（告示第3項第2号及び第7項・ガイドライン2-02、3-06 関係）

告示第3項第2号及び告示第7項に規定する「そのまま適用することが困難又は不相当であると地方運輸局長が認めるとき」は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、「地方運輸局長が指示するもの」とはそれぞれ①から④までに掲げる内容とする。

- ① 回避不可避なやむを得ない事情（※）があると認められるとき 運航航路の海域での乗り組み経験を省略することができることとし、省略する場合にあってはガイドライン2-02（14頁）に規定する代替措置を講じるとともに、本特例措置を適用した事実及び理由書を訓練記録簿とともに保存すること。

（※）「回避不可能なやむを得ない事情」とは、次に例示する場合に相当するものに該当する場合であって、一定期間求人募集を行うことその他の運航航路の海域での乗り組み経験を有する者の確保に努めたものの確保することが困難であった場合をいう。

- 一 運航航路の海域で新たに事業を開始する場合であって、当該新規事業が自治体などからの要請等で実施するもので事業開始までに時間的な猶予が無い場合や、乗り組み経験を有する者の確保に関して既存事業者からの協力が得られない場合
- 二 既存事業者で新たに航路を開設する場合であって、当該新規事業が自治体などからの要請等で実施するもので事業開始までに時間的な猶予が無い場合や、乗り組み経験を有する者の確保に関して既存事業者からの協力が得られない場合
- 三 離島航路（離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第2条第1項に定めるものをいう。）において20t以上の大型船のみを用いて事業を営む者が需要に応じて、20t未満の小型旅客船に代替する場合
- 四 急な船長の死亡、退職又は長期的な不在となった場合であって、事業継続にあたり他の船長による運航では法令上の労働時間の制限を超える又は休日が

与えられない等の状況が発生する場合

- ② 年に6回以内の短期的な運航であって、ガイドライン3-06（30頁）上段の特例事項に該当する場合 ガイドライン3-06の当該事項に規定する内容の訓練を実施することとし、グループ1及び2の船長候補においては、運航航路の海域での乗り組み経験を省略することができることとする。なお、本特例措置を適用した事実及び理由書を訓練記録簿とともに保存すること。
- ③ 海上保安庁による灯台等のメンテナンスのため旅客輸送であって、ガイドライン3-06（30頁）下段の特例事項に該当する場合 ガイドライン3-06の当該事項に規定する内容の訓練を実施することとし、グループ1及び2の船長候補においては、運航航路の海域での乗り組み経験を省略することができることとする。なお、本特例措置を適用した事実及びその理由書を訓練記録簿とともに保存すること。
- ④ 復職船員や競合他社からの転職者などで、ガイドライン3-06（29頁）下段の特例事項に該当する場合 ガイドライン3-06の当該事項に規定する内容の訓練を実施することとし、本特例措置を適用した事実及びその理由書を訓練記録簿とともに保存すること。

第5章 訓練状況の確認等

1. 雇入届出時における訓練終了の確認

訓練終了者に関し、特定小型船舶の場合を除き、船員法に基づく雇入契約の成立等の届出をしようとするときは、届出の際に訓練状況（訓練終了者名、訓練対象職務名、訓練対象航路及び船舶、終了日）がわかる書類として、訓練記録簿又は関係書類（以下「訓練記録簿等」という。）を提示すること。

地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）は、上記雇入れ契約の成立等の届出において、雇入れ職務が、省令第78条の2の2の3の上欄に該当する場合、船員手帳により当該船舶においてはじめて従事する職務であることの確認を行い、訓練が終了している者かどうかを訓練記録簿等により確認したうえで届出を受理するものとする。

2. 訓練の実施状況の調査

国土交通省本省及び地方運輸局は、訓練の実施状況について、必要に応じ船舶所有者（訓練義務者）に対して報告を求めるとともに、実地での調査を行うこととする。

以上